

ひとり親世帯でない方へ

# 令和5年度子育て世帯生活支援 特別給付金のご案内

子育て世帯の支援のため、**給付金の支給**を実施します!

## 1. 支給対象者

①または②のに当てはまる方(※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く)

① 令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)を受給した方

② ■令和5年3月31日時点で  
**18歳未満の児童**(障害児の場合、**20歳未満**)  
を養育する父母等  
(※令和6年2月末までに生まれた新生児等も対象です)  
■令和5年1月1日以降の収入が急変し、  
**住民税非課税相当**の収入となった方

## 2. 支給額

児童1人当たり 一律**5万円**

■支給にあたっては、**申請が不要な場合**と**必要な場合**があります。  
必ず裏面の支給手続きをご確認ください。

\* お問い合わせは、下記までお電話ください。

■厚生労働省 コールセンター  
0120-400-903 (受付時間:平日9:00~18:00)

■綾部市役所 こども支援課 子育て担当  
0773-42-4252 (受付時間:平日8:30~17:15)



### 3.給付金の支給手続き

I. 令和4年度低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給対象者であった方

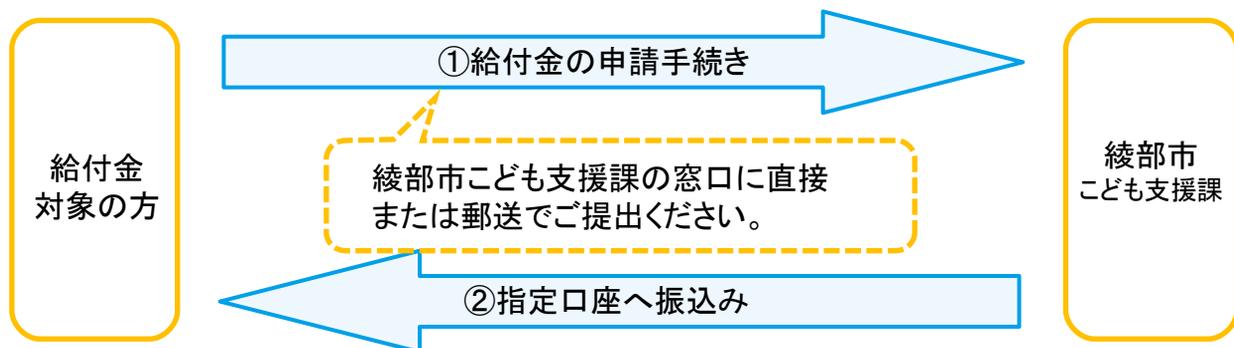
- ▶ 給付金は、**申請不要**で受け取れます。
- ▶ 令和4年度低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給を受けた口座に振り込みます。

【ご注意ください】

- ※ 給付金の支給を希望しない場合は、受給拒否届出書を市区町村にご提出ください
- ※ 令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください

II. 上記以外の方(例:収入が急変した方)

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともにお住まいの市区町村の**窓口**に**直接**、または**郵送**でご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に振り込みます。



「子育て世帯生活支援特別給付金」の  
**“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”**にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省(の職員)などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署、または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。